

特定事業者排出量削減報告書

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市南区上鳥羽北塔ノ木町34								
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	関西尾池工業株式会社 代表取締役社長 尾池 均								
特定事業者の主たる業種	蒸着加工製品及びコーティング加工製品の製造								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))								
計画期間	平成20年4月～平成23年3月								
基本方針	電力使用効率の改善による原単位2%の削減を目指す								
推進体制	環境管理組織体制(ISO14001認証取得済み)								
	環境マネジメントシステム名称	尾池グループ環境マネジメントシステム							
	適用範囲	尾池グループ 全社							
具体的な取組及び措置の状況	取得年月日	2004年3月19日							
	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	20	関西尾池工業㈱の全設備機械	①全設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位1%削減						
21	関西尾池工業㈱の全設備機械	①全設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位1.5%削減							
22	関西尾池工業㈱の全設備機械	①全設備機械の省エネルギー化 ②設備機械更新時の省エネルギー化 ③適切な空調管理の実施 平成19年度原単位2%削減							
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)	報告年度(実績) (21)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (実績)			
	A 事業所等排出区分	7,088.2 t	6,946.3 t	-2.0 %	4,976.0 t	-29.8 %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	0.0 t	%			
	C その他排出区分	t	t	%	0.0 t	%			
	排出合計	7,088.2 t	6,946.3 t	-2.0 %	4,976.0 t	-29.8 %			
実績に対する自己評価	・21年度は、大量生産品種を別会社生産に変更した。また生産機械の入れ替えによりエネルギー使用量(20年度)より減っている。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	報告年度(実績)	増減率(実績)		
		二酸化炭素換算 生産数量千㎡	0.281	0.275	-2.0 %	0.081	-29.0 %		
		二酸化炭素換算 ()			%		%		
		二酸化炭素換算 ()			%		%		
実績に対する自己評価	・21年度は、大量生産品種が生産除外となり総量原単位の質が変更になった。いままでも、品種別によって生産加工スピード=エネルギー消費量が違い同じ出来高(㎡)でも迷っていた。今回一部除外したので品種もほぼ揃ってきたので、総量原単位も落ち着くので、H22年度の原単位の値で比較し評価したい。 関西尾池工業 H21年度実績生産数量(61370千㎡)								
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度(計画)				報告年度(実績)			
		取組量等		[二酸化炭素換算]		取組量等		[二酸化炭素換算]	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	0.0 ha	(吸収量)	t	(整備面積)	0.0 ha	(吸収量)	t
	市内産の木材の利用	(利用量)	0.0 m³	(削減量)	t	(利用量)	0.0 m³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	0.0 kwh	(削減量)	t	(発電量)	0.0 kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(熱供給量)	0.0 GJ	(削減量)	t	(熱供給量)	0.0 GJ	(削減量)	t
削減量等合計	(購入量)	0.0 kwh	(削減量)	t	(購入量)	0.0 kwh	(削減量)	t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	現在計画していません								
特記事項	届出事業者(特定事業者)を、改正省エネ法の法人格毎の規定に合わせるため親会社名(尾池工業㈱)より実際消費している子会社名(関西尾池工業㈱)に変更する。								

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のそれぞれの年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(製造品出荷額、延床面積、走行距離等)を記入してください。
 5 「地球温暖化対策貢献量」のうち「森林の保全及び整備」の「目標年度(計画)」欄には計画期間中の目標の累計を、「報告年度(実績)」欄には実績の累計を記入してください。
 6 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。
 7 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。

